

●香川県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、三豊市立みとよ市民病院を指定したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号(不在者投票を行うことができる施設として指定した施設)の一部を次のように改正する。

令和4年6月22日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
一般社団法人三豊・観音寺市医師会三豊市立西香川病院	略		一般社団法人三豊・観音寺市医師会三豊市立西香川病院	略	
<u>三豊市立みとよ市民病院</u>	<u>三豊市詫間町詫間6784番地206</u>	<u>令和4年6月21日</u>			
医療法人社団つばき会牟礼病院	略		医療法人社団つばき会牟礼病院	略	
略			略		
2～6 略			2～6 略		